

2. 上位・関連計画等の整理

ここでは、地域福祉計画策定に関わる国の通達や県の計画、本村の上位・関連計画等について把握・整理を行うものとする。

(1) 各種福祉関連法の制定状況等

No.	福祉関連法の制定状況等
1.	社会福祉法の改正（『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案』による改正） 改正：令和 2 年6月12日
2.	介護保険法の改正（『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案』による改正） 改正：令和 2 年6月12日
3.	障害者基本法の改正（『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』による改正） 施行：平成 28 年4月1日
4.	障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律） 施行：平成 28 年4月1日
5.	障害者総合支援法（『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』）の改正（『生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律』による改正） 施行：令和2年4月1日
6.	子ども・子育て支援新制度 施行：平成 27 年4月
7.	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正 改正：令和元年6月 26 日
8.	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律 公布：平成 23 年6月 17 日
9.	児童虐待の防止等に関する法律の改正 施行：令和2年4月1日
10.	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律 改正：平成29年6月2日
11.	生活困窮者自立支援法 施行：平成 27 年4月1日
12.	自殺対策基本法の改正 改正：平成28年4月27日
13.	成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行：平成 28 年 5 月 13 日
14.	災害対策基本法等の一部を改正する法律 成立：令和3年4月28 日

(2) 計画策定に係る県計画等

No.	計画・報告書名等
1.	沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】（沖縄振興計画） 平成 29 年5月策定
2.	沖縄県地域福祉支援計画 平成 28 年3月策定 沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課

No.	計画・報告書名等
3.	沖縄県子どもの貧困対策計画 平成 31 年3月改定
4.	第2次沖縄県自殺総合対策行動計画 平成 31 年3月改定
5.	沖縄県再犯防止推進計画 令和2年3月策定

(3)宜野湾市の上位・関連計画等

No.	計画名	計画期間・目標年度等	策定機関
1.	第四次宜野湾市総合計画	令和3年度～令和6年度	宜野湾市
2.	第8期 宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度	宜野湾市
3.	第四次宜野湾市障がい者基本計画	平成 30 年度～平成 35 年度	宜野湾市
4.	宜野湾市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度	宜野湾市
5.	第二期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度	宜野湾市
6.	宜野湾市子ども未来応援計画	平成 31 年度～平成 35 年度	宜野湾市
7.	第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画	平成 30 年度～平成 34 年度	宜野湾市
8.	宜野湾市健康増進計画 健康ぎのわん 21(第2次)	平成 26 年度～平成 35 年度	宜野湾市
9.	第3次宜野湾市地域福祉活動計画	平成 28 年度～平成 32 年度	宜野湾市社会福祉協議会
10.	第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～(改定版)	平成 27 年度～令和6年度	宜野湾市
11.	宜野湾市住生活基本計画	平成 31 年度～平成 40 年度	宜野湾市
12.	宜野湾市地域防災計画	—	宜野湾市

(1)各種福祉関連法の制定状況等

No.	福祉関連法の制定状況等
1.	社会福祉法の改正（『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案』による改正） 公布:令和 2 年6月12日 施行:令和3年4月1日
	改正の趣旨 地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずること。
	改正の主な内容 Ⅰ 社会福祉の一部改正 一 包括的な支援体制の整備に関する事項 2 重層的支援体制整備事業に関する事項 (一) 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、<u>重層的支援体制整備事業</u>を行うことができること。（第 106 条の4 関係） イ 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業 ロ 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業 ハ 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業 ニ 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業 ホ 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業 ヘ 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業 （出典：『「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）』令和2年6月12日）
	本法は、第201回国会（令和2年常会）において提出された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和2年3月6日）」に基づき改正された。以下にその概要を抜粋し、整理する。
	第一章 総則 （地域福祉の推進） 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。 （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。 第十章 地域福祉の推進

	第一節 包括的な支援体制の整備 (包括的な支援体制の整備) 第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、<u>地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</u> 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策 (重層的支援体制整備事業) 第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。 (重層的支援体制整備事業実施計画) 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、<u>重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画</u>（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。 (支援会議) 第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
	第二節 地域福祉計画 (市町村地域福祉計画) 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 五 <u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</u>

2.	介護保険法の改正（『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案』による改正）
	改正：令和2年6月12日 施行：令和3年4月1日
	改正の主な内容
	Ⅱ 介護保険法の一部改正
	一 国及び地方公共団体の責務に関する事項
	国及び地方公共団体は、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するに当たっては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならないものとする。（第5条第4項関係）
	本法は、第201回国会（令和2年常会）において提出された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和2年3月6日）」に基づき改正された。以下にその内容を抜粋し、整理する。
	第一章 総則
	（目的）
	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
	（国及び地方公共団体の責務）
	第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
	3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。
	4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めるとともに、 <u>地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない。</u>
	（認知症に関する施策の総合的な推進等）
	第五条の二 国及び地方公共団体は、認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。
	3 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること、認知症である者を現に介護する者の支援並びに認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。
	4 国及び地方公共団体は、前三項の施策の推進に当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するとともに、認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるように努めなければならない。
	※なお本法は以前にも、第193回国会（平成29年常会）に提出された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（平成29年2月7日）」に基づき改正されている。以下にその概要を抜粋し、整理する。
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント
	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。
	I 地域包括ケアシステムの深化・推進
	Ⅰ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
	全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
	・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
	・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備（その他）
	・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
	・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
	・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上

	明確化) 2 医療・介護の連携の推進等 ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設 ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等 ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化 ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法) 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法) ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ○ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ○ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(※) ○ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 (※) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等 3. 地域福祉計画の充実 ○ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)
--	---

3.	障害者基本法の改正（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』による改正） 改正:平成 25 年6月 26 日 施行:平成 28 年4月1日 本法は平成23年の障害者基本法の改正の際、同法において障害者権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨を取り込む形で、「差別の禁止」を規定している。平成25年には同規定を具体化した『障害者差別解消法』に基づき改正された。以下にその概要を抜粋し、整理する。
	第一章 総則
	(目的) 第一条 この法律は、<u>全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等</u>のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
	(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
	(地域社会における共生等) 第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
	(国及び地方公共団体の責務) 第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
	(施策の基本方針) 第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。 2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

4.	障害者差別解消法(『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』) 公布:平成 25 年4月1日 施行:平成 28 年4月1日
	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定された(出典:内閣府 HP)。
	第一章 総則
	(目的) 第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
	(国及び地方公共団体の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</u>
	第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置
	(相談及び紛争の防止等のための体制の整備) 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。 (障害者差別解消支援地域協議会) 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体 二 学識経験者 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

5.	障害者総合支援法(『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』)の改正 (『生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律』による改正) 改正:平成 30 年4月1日 施行:令和2年4月1日
	本法は、第 196 回国会(平成 30 年常会)において提出された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和 30 年 6 月 8 日)」に基づき改正された。以下にその概要を抜粋し、整理する。
	第一章 総則
	(目的) 第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
	(基本理念) 第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。
	(市町村等の責務) 第二条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。)の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

	子ども・子育て支援新制度 施行:平成 27 年4月
6.	『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。 1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設 ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応 2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等） ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化 3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実 ・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施 4. 基礎自治体（市町村）が実施主体 ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施 ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支援 5. 社会全体による費用負担 ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 6. 政府の推進体制 ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置） 7. 子ども・子育て会議の設置 ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置 ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務 （出典：内閣府 HP「子ども・子育て支援新制度 制度の概要等」）

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正		公布:令和元年6月 26 日
7.	第一章 総則	
	(目的) 第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。	
	(基本理念) 第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。	
	(地方公共団体の責務) 第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	
	第二章 基本的施策	
	(子どもの貧困対策に関する大綱) 第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項	
	(都道府県計画等) 第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	

8.	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律 公布:平成 23 年6月 17 日
	第一章 総則
	(目的) 第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。
	(国及び地方公共団体の責務等) 第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
	第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター
	(市町村障害者虐待防止センター) 第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。 2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
	(市町村における連携協力体制の整備) 第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。
	第七章 雑則
	(成年後見制度の利用促進) 第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

9.	児童虐待の防止等に関する法律の改正		施行:令和2年4月1日
	第一章 総則		
	(目的) 第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。		
	(国及び地方公共団体の責務等) 第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。)、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。		

10.	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律		改正:平成29年6月2日
	第一章 総則		
	(目的) 第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。		
	(国及び地方公共団体の責務等) 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。		

11.	生活困窮者自立支援法	施行:平成 27 年4月1日
	第一章 総則	
	(目的) 第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。	
	(基本理念) 第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。 (市及び福祉事務所を設置する町村等の責務) 第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。	

12.	自殺対策基本法の改正	施行:平成28年4月1日
	第1 本法制定の経緯 我が国の自殺者数は平成10年に急増し、その後長らく年間3万人を超え続けてきたが、平成 18 年に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が制定されて以降、自殺対策は大きく前進し、平成 22 年以降6年連続で減少し、平成 27 年には約2万4千人となっている。 しかし、平成 18 年から平成 27 年までの10年間だけでも、我が国の自殺者数は約 30 万人に上り、平成27年においても一日に平均66人が自殺で亡くなっている。人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率についても、我が国は主要先進7か国で最も高く、また、10代後半から30代の死因第一位が自殺であり、児童、生徒を含む若年世代の自殺も深刻な状況のままである。さらに、自殺で亡くなる人の残された家族の数も増え続けている。 自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。自殺総合対策大綱（平成 24 年8月 28日閣議決定）においても、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとされ、そうした基本認識の下、自殺対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の関係者の連携による包括的な生きる支援として展開されるべきことがうたわれている。そして、これを踏まえ、地域の先駆的な取組を通じて得られた知見や経験を広く全国各地における対策に還元していくこと等が求められており、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を強力に推進していくことが必要である。 こうした観点から、平成27年6月2日、参議院厚生労働委員会において、全会一致をもって「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」が行われ、この決議において、「非常事態はいまだ続いており、我が国の自殺問題は決して楽観できないとの認識を共有するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、立法府の責任において、政府に対し自殺総合対策の更なる推進を促すとともに、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む」とされた。 本法は、この決議を踏まえ、自殺対策基本法を改正し、自殺対策を、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進していくため、平成28年2月18日に参議院厚生労働委員会において起草され、同月24日に参議院において、3月22日に衆議院において、それぞれ全会一致で可決され成立に至ったものである。 (出典:「自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について(通知)」平成28年3月21日)	
	本法は、自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 111 号）に基づき改正された。以下にその内容を抜粋し、整理する。	
	第一章 総則	
	(目的) 第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。	
	第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等	
	(都道府県自殺対策計画等) 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。	

	成年後見制度の利用の促進に関する法律	施行:平成 28 年 5 月 13 日
13.	第一章 総則	
	(目的) 第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	
	(基本理念) 第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。	
	(地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	
	第六章 地方公共団体の講ずる措置	
	(市町村の講ずる措置) 第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。	
	成年後見制度の利用促進に係る専門家会議（令和3年3月審議会）においては、本制度の現状が参考資料として報告されており、以下にその内容を抜粋し、整理する。	
	- 成年後見制度の概要 精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度 - 成年後見制度の利用状況等 ○成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。 ○令和2年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約75.2%、保佐の割合が約18.3%、補助の割合が約5.3%、任意後見の割合が約1.1%となっている。 - 成年後見制度利用促進基本計画（2017～2021年度） ＜計画のポイント＞※計画対象期間：概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 - 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代 ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討 - 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備 ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備 - 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与 ○認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進 今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。	

	災害対策基本法等の一部を改正する法律	施行:令和3年4月28 日
14.	改正の趣旨 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。 (内閣府防災担当「災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要」令和3年3月5日閣議説明資料)	
	改正内容 1. 災害対策基本法の一部改正 ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保 1) 避難勧告・避難指示の一本化等 <課題>本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。 <対応>避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。 2) 個別避難計画(仮称)(※)の作成 <課題>避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。 <対応>避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等:災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。 ②災害対策の実施体制の強化 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加 2. 内閣府設置法の一部改正 内閣府における防災担当大臣の必置化 3. 災害救助法の一部改正 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用 国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。	
	目標・効果 ○広域避難に関する取組の推進 広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020 年度:80% ⇒ 2025 年度:100%	